

地域指導者の手引き

あなたの経験を活かしてみませんか？

地域指導者として

中学校の部活動を地域の力で盛り上げよう！！

令和6年度版

1. 地域指導者とは

様々な活動経験や知識を活かして、市内のスポーツ系・文科系部活動の指導や支援を行うとともに、スポーツ・文化活動通じて中学生の健全育成や学校教育との連携など、中学生期のスポーツ・文化活動の発展に貢献していく地域人材のことで、市に登録して指導に当たります。

※令和4年度は試行実施期間のため、学校部活動との共同実施となります。

2. 地域指導者登録の流れ

地域指導者で活動を行う場合は、UNICへの指導者登録が必要となります。指導者登録の流れは以下のとおりです。

指導者登録の流れ	内容
①指導者講習会への参加	地域クラブ活動の指導者になることを希望する者は、指導者講習会を受けなければなりません。 指導者講習会はeラーニングによる受講を予定です。
②修了証の交付	指導者講習会を受講すると、修了証が交付され、地域指導者としての資格が認められます。(3年間有効)
④保護者会からの委嘱	保護者会からの指導依頼により、指導者承諾書(又は届出書)を保護者会に提出します。 保護者会は、承諾書を可児市へ届け出てください。 ※指導者は地域クラブ活動から依頼されます。
⑤指導者の登録	保護者会から届け出のあった指導者承諾書を受領後、市にて指導者登録を行います。 ※市より指導者登録書を送付します。
⑥事前打合せ	指導者と学校(顧問)、保護者会と活動日や時間、活動内容についての事前打合せを行う。
⑤指導の実施	地域クラブ活動の趣旨を遵守し、指導者の資質向上と、生徒の心身の健康管理に努めた指導を実施します。 また、指導にあたっては、 部活動を補完する活動であるため、部活動顧問と連携して指導にあたります。

※初年度に限り、年度内に講習を受けることを条件に地域クラブをすることができます。

※指導者としてふさわしくない行為が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

3. 地域指導者の要件について

地域指導者として指導・支援を行う場合の要件等は以下のとおりです。

(1) 要件

可児市地域指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

ア 成人（18歳）に達している（学生、教職員も可とする）

イ 国、県、市の指針に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）

※ ふさわしくない行為が生じた場合は、速やかに保護者、学校、市（文化スポーツ課）、体育連盟に報告するとともに、二者連携会議で審議し、部、クラブ全体で対処する。ふさわしくない行為が認められた指導者は、学校、該当クラブ、市（文化スポーツ課）、体育連盟の合意の下、委嘱・登録を取り消す。

※ ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を破る、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル等。

ウ 研修を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（当種目の技術、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている

エ 長期的・継続的に指導できる（原則3年以上が望ましい）

オ 可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議で登録し、指導者講習を受講している

(2) 地域指導者の資質向上と、生徒の心身の健康管理について

① 地域指導者は指導力の向上、自己研鑽に努め、指導者講習会や研修会に積極的に参加するようにする。

② 地域指導者は、学校部活動、地域クラブ活動全てにおいて、生徒の命を守ることを大前提に置き、生徒の健康状態を把握し、活動状況を観察したり声をかけたりし、施設設備や用具の安全確認を定期的に行うなど、けがや事故、諸問題の未然防止に努める。また、それらが発生した場合は迅速、正確、適切に対処する。特に熱中症における未然防止（水分・塩分の補給、休憩の取得、軽装や着帽等）、症状発生時の適切な対処（体温の冷却、病院への搬送等）について配慮する。

③ 地域指導者は、IV-3「活動時間や休養日等について」を理解し、状況に応じて、生徒、保護者、各指導者等と相談し、適切な対応を取る。（活動の中止、活動時間の短縮、休養日の変更等）

④ 地域指導者は、生徒への配慮とともに保護者の負担も考慮し、練習や大会、対外試合、対外交渉等を精選する。また、そのことについて生徒や保護者と十分に話し合い、計画的に活動を進める。

⑤ 地域指導者は、規定の時間や内容で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行えるようにする。

※生徒が地域クラブ活動に参加しないことを理由に、学校部活動などにおいて不利益となることがないように十分配慮してください。

4. 活動時間や休養日について

【活動時間】

	活動内容	活動時間	夜間練習
①平日	学校部活動	2時間程度	学校部活動・地域クラブ活動 18:00まで
②休日	地域クラブ活動	3時間程度	

※生徒の健康管理や事故防止の観点から、学校部活動、地域クラブ活動が同日に重なった場合、各責任者は連携を取り合い長時間になり過ぎないように配慮する。

※合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日にならないよう配慮してください。

※活動時間について、大会や練習試合等の場合は除きます。【休養日】

	活動内容	休養日	活動自粛期間
①平日	学校部活動	5日間で1日以上	①学校の定期テスト（中間テスト・期末テスト等）前の1週間程度 ②指導者・保護者共に活動場所に不在の場合 ③気象警報及び熱中症警報発令時、又はそれに準ずる気象状況で、学校が部活動を控えている場合 ④校内で法定伝染病が流行し感染の恐れがある場合
②休日	地域クラブ活動	・第3日曜日「家庭の日」 ・土・日曜日のいずれか ・長期休業中におけるオフシーズン	

※休日の学校部活動、地域クラブ活動において、活動を計画する際は、生徒が月に1日以上は休養日をとれることが望ましい。

※平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を半日（3時間程度）活動することも可能とするが、その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮すること。（過度な負担への配慮参照）

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

■過度な負担への配慮

【活動時間制限：11時間ルールについて】

平日：2時間程度 1日以上 of 休養日

休日：3時間程度 土日いずれかを休養日

〈例：1週間の活動可能時間〉

月	火	水	木	金	土	日
2時間	2時間	休み	2時間	2時間	3時間	休み
学校部活動					地域クラブ活動	

- ・現在の活動時間ルールにおける最大の活動可能時間は平日8時間+休日3時間=11時間とする。
- ・平日の学校部活動・地域クラブ活動が十分に取れない週やプラスワン活動により活動を補完する場合も週の活動合計時間は11時間以内とする。（大会・練習試合等は除く。）

(3) 活動を計画するにあたり配慮すること

【活動団体の責任者】

- ①原則、大会への出場は、学校部活動で出場します。ただし、地域クラブ活動で出場が可能な大会において、学校（顧問）と指導者（地域指導者）が協議の上、地域クラブ活動による大会参加も可能。
- ② 翌日の学校生活への配慮や、休日であることの趣旨を踏まえ、地域クラブ活動の時間及び終了時刻は十分配慮する。（夜遅い時間になることを控える）
- ③ 各種競技団体等のガイドラインに準じた新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- ④ 次の場合は、学校部活動、地域クラブ活動は自粛する。

ア 学校の定期テスト（中間テスト、期末テスト等）前の1週間程度（学習に向かう配慮）

イ 指導者・保護者共に活動場所に不在の場合（安全面の配慮）

ウ 気象警報及び熱中症警報発令時、またはそれに準ずる気象状況で、市や学校が部活動を控えている場合

エ 校内で法定伝染病が流行し、感染の恐れがある場合

オ その他（災害等で社会が不安定な状況、安全確保が困難な状況、特別な事情等）

【可児市文化スポーツ課・可児市体育連盟】

休日に各種目協会等が主催する大会における運営について、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の趣旨を踏まえ、教員が関わらない運営を主催者に求めていく。

※地域クラブ活動は、休日すなわち教員が勤務を要しない日については、学校部活動を補完するものとして、地域の力を借りて、地域の活動として実施していくものであるため、部活動顧問と密に連携して実施していく必要があります。

5. 指導体制について

- (1) 学校部活動、地域クラブ活動それぞれにおける責任者は、基本方針、ねらい（目的）、指導内容、指導方法（練習方法）、活動期間、活動時間、諸問題への対応、会計等を明確にし、その計画や規約等を作成する。また、それを加入の際や保護者会等で、生徒、保護者、指導者に説明し、共通理解を図る。
- (2) 学校部活動、地域クラブ活動の連携を密にする。部（学校）は「三者代表者会」^{※1}を、各クラブは「二者連携会議」^{※2}を定期的開催し、活動内容、指導内容、生徒の実態（心身や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図る。意見や要望、諸問題についてはその場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにする。また、各責任者は、必要に応じて諸会を設置・開催する。

※1 三者代表者会：学校が主催する、学校（校長、各顧問等）・各部保護者代表・地域指導者の三者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（学校のみ）

※2 二者連携会議：各クラブが主催する、全保護者・地域指導者の二者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（地域クラブ活動のみ）

なお、部活動改革自体は、発展途上であり、「やってみる・見直す・修正する」いわゆるトライ&エラーを繰り返して改革を進めていきます。実施する中での皆様のご意見やご提案をもとに見直しを進めてまいりますので、市文化スポーツ課までお願いします。

6. 安全管理について

安全管理及び物品管理について以下の点に注意してください。

- ア. 活動場所、施設設備、用具等の安全点検を定期的に行ってください。
- イ. 生徒の心身の健康状態を常時点検・観察し、状況に応じて適切な指導や対処をするよう努めてください。
- ウ. 怪我、事故、損害賠償等に備え、UNICにてスポーツ安全保険に加入します。なお、万一、事故が発生した場合は、速やかにUNICにご連絡ください。
- エ. 生徒が怪我、体調不良の場合は、以下を参考に適切に対応してください。
 - ・首より上の怪我については、基本的にその生徒の保護者にすぐ連絡し受診の依頼をする。(頭部を打ったとき、目に何か当たったときなどは特に)
 - ・体調不良(熱中症など)の場合は、本人が自分で帰宅できると言っても、保護者に迎えに来てもらい状況や症状を伝え引き渡す。(体調の急変もあり得る)
 - ・救急を要する怪我、症状の場合は躊躇せず救急車を呼ぶ。
 - ・病院で受診をした場合は、受診結果を学校に報告する。
- オ. 施設や用具に破損等が生じた場合は、速やかに学校及び文化スポーツ課にご連絡ください。
- カ. 学校部活動で使用している物品は原則学校部活動と同様に使用できますが、使用する場合は事前に学校と協議してください。

※詳細については「緊急対応マニュアル・応急手当ハンドブック」を参照してください。

7. 地域指導者への報酬などの勤務条件について

地域クラブ活動は学校部活動を補完する活動であり、これまで部活動として行われていた部分の指導にあたる者は、教員が給料・手当の支給を受けて学校部活動の指導するのと同様に、報酬を支払います。

・指導内容：休日の地域クラブ活動の実技指導

※令和6年4月スタート時点では学校外での活動(大会、練習試合)の申請や引率・監督、施設予約などのその他管理運営は、顧問が行います。

※指導以外の部分については、実施する中で、学校(顧問)が中心となって、保護者会、指導者が協議・連携しながら段階的に地域クラブ活動に移行して行きます。

※原則、大会への出場は、学校部活動で出場します。ただし、地域クラブ活動で出場が可能な大会において、学校(顧問)と指導者(地域指導者)が協議の上、地域クラブ活動による大会参加も可能です。

・報酬：1,000円/時間

[ひと月：上限] ※1回の指導者の配置上限は2名です。

1回：1,000円×3時間=3,000円

1月：月に土日が4回の場合⇒3,000円×4回=12,000円

月に土日が5回の場合⇒3,000円×5回=15,000円

※報酬の支払いは所得税を源泉した額を支払います。

※支払は年2回(12月末締め1月払い、3月末締め4月払い)

※支払調書は1月中に発送します。

・勤務日時：休日(土曜日又は日曜日)のどちらか1日の3時間程度

※土曜日なのか日曜日なのかは各地域クラブと調整のうえ決定。

8. 地域クラブ活動の流れについて

地域クラブ活動の実施にあたっては、以下の流れで実施します。

地域クラブ活動の流れ	内容
①年間計画の作成	地域クラブ活動の年間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
②月間計画の作成	地域クラブ活動の月間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
④鍵の受け渡し 施設の開錠	金曜日に顧問が部長に「活動袋」を渡します。 ※活動袋＝施設の鍵・セキュリティ解除キー、連絡票等ファイルが入っています。 土日の実施日に部長から地域指導者に「活動袋」を渡し、施設を開錠します。
⑤「指導者出勤簿」の記入 「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」の確認	「活動袋」の中にあるファイルに「指導者出勤簿」と「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」が入っているので、出勤簿の記入と顧問からの連絡事項を確認します。
⑥地域クラブ活動の実施	地域指導者の指導のもと地域クラブ活動を実施します。
⑦「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」の記入	活動終了後、「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」に活動状況や顧問への連絡事項等を記入します。
⑧施設の鍵の施錠 鍵の受け渡し	施設の片づけを行い、セキュリティの設定と鍵の施錠を行ったら、鍵及びファイル等を「活動袋」に入れて、部長に渡します。 部長は月曜日に顧問の先生に「活動袋」を渡します。

※年度当初に年間計画表を作成し、その後は②月間計画表を作成⇒⑧施設の鍵の施錠を繰り返して実施します。

9. 学校部活動と地域クラブ活動の連携について

休日の部活動は「可児UNICスポーツクラブ」に移行し、地域クラブ活動として実施することに伴い、休日の指導は「地域指導者」へ移行され「部活動顧問」が指導する機会は減少します。

しかし、スタート時点では中体連をはじめとする大会参加・引率等関わる機会があります。さらには、平日の学校部活動は引き続き学校主体で実施されるため、技術指導、生徒指導両面で、より地域クラブ活動の地域指導者との連携を図っていく必要があります。

【部活動顧問の連携方法】

学校部活動顧問	地域指導者
通常時【基本事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回程度、休日の部活動の状況確認を行う。(短時間でOK) ・1～2週間に1回程度、地域指導者と電話連絡する。(指導方法、生徒の様子など) ・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の指導を行う。 ・顧問との電話連絡による状況報告や確認を行う。(顧問から連絡あり) ・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。
4月【年度スタート期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者に挨拶をする。(休日練習時等。) ・顧問、地域指導者、保護者で集まり、指導方針を確認する。 ・大会参加などのスケジュールや役割分担について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問と顔合わせを行う。(顧問より連絡あり) ・顧問、地域指導者、保護者で集まり、指導方針を確認する。 ・大会参加などのスケジュールや役割分担について確認する。
5月【1年生入部期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・1年生の加入状況の報告。 ・1年生の様子を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生の加入状況の確認。 ・1年生の様子を確認。
6月～8月【中体連活動期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加メンバーを確認する。 ・中体連前の特別練習を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加メンバーを確認する。 ・中体連前の特別練習に協力する。
8月～9月【新チームへの移行期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・新チームにおける指導方針を確認する。(地域指導者と打合せ) ・三者代表会(顧問・指導者・保護者)の開催と結果を市へ報告する。(学校主催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新チームにおける指導方針を確認する。(顧問と打合せ) ・三者代表会(顧問・指導者・保護者)へ参加する。
9月～3月【秋の大会期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加メンバーを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加メンバーを確認する。
1月～3月【年総括・引継ぎ期】	
<ul style="list-style-type: none"> ・三者代表会(顧問・指導者・保護者)の開催と結果を市へ報告する。(学校主催) ・1年間のお礼と来年度の指導内容や方向性を確認する。(異動による引継ぎも確認。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者代表会(顧問・指導者・保護者)へ参加する。 ・来年度の指導内容や方向性を確認する。

※学校部活動・地域クラブ活動連絡票(別紙様式)は、専用ファイルを作成して実施します。

※スタート時点では、地域指導者は「休日の指導」のみであり、運営・調整・大会参加部分は学校(顧問)が中心となり、段階的に移行していきます。

10. 学校施設の利用について

地域クラブ活動は、基本的には所属する学校施設を利用していただくことになります。土日は8：00から18：00まで、学校部活動顧問と相談の上、活動時間を決定してください。

※令和6年度は地域移行の初年度であるため、施設利用調整については学校（顧問）が中心となって調整を行います。

※実施をしていく中で、段階的にUNICへ移行していきます。

11. 学校施設以外の利用について

学校以外の施設を利用する場合は、それぞれの施設の使用方法に従ってください。なお、市内公共施設（地区センター、体育施設（KYBスタジアム除く））については、4. 地域クラブの運営にあたって(4)に記載の活動時間に準備・片づけ時間（活動時間の前後各30分）を追加した時間内の活動であれば、利用料は減免になります。

12. 問い合わせ先

【部活動改革について】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市市民文化部文化スポーツ課
TEL : 0574-62-1111 (内線2433、2434) Mail : sports@city.kani.lg.jp

【指導者登録・保険について】

〒509-0242 可児市谷迫間806番地2 (可児青少年育成センター/錬成館内)
可児UNICスポーツクラブ事務局
TEL : 0574-63-0673 Mail : kani-unic@ma.ctk.ne.jp

13. 各種様式

○別紙様式1：学校部活動・地域クラブ活動連絡票

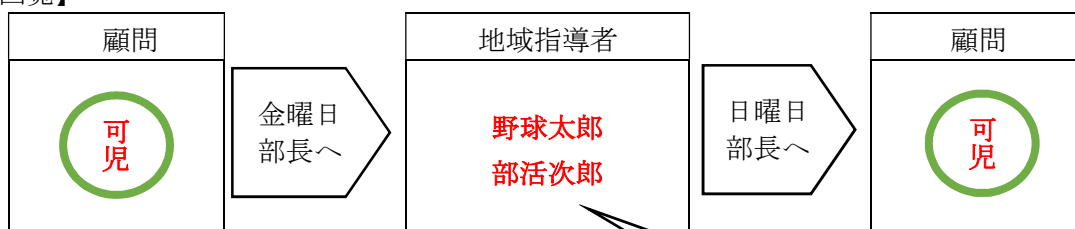
- ・学校部活動顧問と地域指導者が連絡調整を行うための様式です。
- ・部活動種目ごとに専用ファイルがありますので、この様式を綴じた状態で回覧します。

○別紙様式2：地域クラブ活動 指導者出勤簿

- ・地域指導者の出勤状況の確認のための出勤簿の様式です。
- ・本出勤簿をもとに指導者報酬の支払いを行います。
- ・部活動種目ごとに専用ファイルがありますので、この様式を綴じた状態で回覧します。

令和6年度「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」

【回覧】



1 部活動名

〇〇中学校野球部

署名してください。
複数指導の場合は複数名
記入してください。

2 活動日

〇月 〇日 (土曜日) ~ 〇月 〇日 (日曜日)

3 平日の部活動指導

〈練習内容・メニュー〉

- ・キャッチボール、ベースランニング、シートノック、トスバッティングを行い、基礎的な練習メニューを実施。
- ・活動は、火曜日と木曜日と金曜日に実施。

〈地域指導者への連絡・伝達事項〉

- ・休日に実践的な練習メニューをお願いします。
- ・気温が高い予想ですので、熱中症指数に注意して指導してください。
また、水分補給や休憩をこまめにとるようにしてください。

4 休日の部活動指導

〈練習内容・メニュー〉

- ・ケースバッティング、シートノックなど実践的な練習を実施。
- ・紅白歌合戦を実施。

〈顧問への連絡・伝達事項〉

- ・実践的な練習を中心に実施しました。チーム全体で声掛けができており、いいチーム状態です。
- ・日中気温が高かったため、いつもより水分補給や休憩を多くとりました。
- ・生徒Aさんは、体調不良により欠席となりました。

(別紙様式2)

令和6年度 地域クラブ活動 地域指導者出勤簿

地域クラブ活動名

〇〇中剣道クラブ

名前 日付	可児 太郎			部活 次郎			剣道 三郎			蘇南 四郎		
	署名	活動時間	実績時間	署名	活動時間	実績時間	署名	活動時間	実績時間	署名	活動時間	実績時間
4/7	可児	9:00 ~ 12:00	3 時間	部活	9:00 ~ 12:00	3 時間	○	9:00 ~ 12:00	時間	○	9:30 ~ 12:00	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間
/		~	時間		~	時間		~	時間		~	時間

報酬対象者（2名上限）の方は、署名してください。

報酬対象者外の方は、「○」を記載してください。

※報酬対象者（2名上限）は、指導した際に、「活動日」「署名」「活動時間」「実績時間」を記載してください。

※報酬対象でない方で、指導した際は「活動時間」と「署名」の欄は「○」と記載してください。